

2021年度 政策・制度要請 埼玉県回答(9分野40項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：7項目 ○-B：7項目 △-B：22項目 △-C：なし ×-B：2項目 ×-C：なし

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 公契約条例の制定について</p> <p>公契約においては、事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務(ごみの収集等)、施設管理、スポーツ施設の運営など、広範にわたっている(指定管理者制度も含む)。</p> <p>現状、新型コロナウイルスの感染対策により、財政が逼迫しており、公契約の低価格化が進むことが懸念されている。このことは、公契約事業に携わる民間企業の経営悪化や労働者の労働条件の低下、あるいは公共サービスの質の低下などにもつながり、現</p>	<p>【総務部 入札課、産業労働部 多様な働き方推進課、出納 出納総務課】</p> <p>適正な労働条件の確保については、対象を公契約に限らず、労働基準法や最低賃金法など労働関係法令の遵守やその見直しにより対応することが適切と考えます。</p> <p>そのため、賃金や労働条件に対する指導監督権を有する埼玉労働局と連携し、広報やセミナーを積極的に行うなど、法令遵守の徹底を図ってまいります。</p> <p>また、本県が実施する公共工事や庁舎の維持管理</p>	<p>△-B</p> <p>公契約条例の趣旨について、一定の理解を踏まえての回答が示されている。</p> <p>しかしながら、公共事業を受託した業者へに雇用される労働者への対策が示されていない。</p> <p>すでに制定してい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>実的に各種事故も発生している。</p> <p>その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスについて、ときには住民生活への大きな混乱や被害をもたらす。これを防止するためには、公契約下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性については理解が進んでいる。また、新型コロナウイルスの感染対策により、財政が逼迫しており、公契約の低価格化が進むことが懸念されている。</p> <p>そのような中、民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務の落札業者においては、公共事業であることを踏まえ、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことがあってはならない。</p> <p>さらに、公共事業においては、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務(ごみの収集等)、施設管理、スポーツ施設の運営など、広範にわたる公共サービス事業がある。</p> <p>このような公共事業に働く労働者においても、法令順守はもとより、本来、公務員がおこなうべき公共サービスを代行するケースもあり、同一労働同一賃金の観点からも、実際の公務員の賃金水準と同等な労働条件が必要である。</p> <p>そのためには、発注する際に、労働報酬下限額の設定、受注者における履行状況などの報告、労働者等による不当な賃金の申出、条例違反業者の公表などの公契約条例の制定が必要である。</p>	<p>業務においても、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないように、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めます。</p> <p>これらの取組とあわせ、他自治体の情報も収集しながら、公契約条例について引き続き研究してまいります。</p>	<p>る自治体の状況も踏まえ、継続した要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関する連携協定」の締結について</p> <p>埼玉県においても多くの中小企業があり、その中でも下請法に基づく中小企業も多く存在します。2016年9月、政府は親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善をはかることを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、これに基づいて、下請法、下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し、業界団体による自主行動計画の策定、業種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプランの策定などが実施されています。</p> <p>このような政策に対して、公正取引委員会の書面調査や中小企業庁による自主行動計画フォローアップ調査や下請Gメンヒヤリング調査などが実施されることになっていますが、埼玉県の実態としては、適正な取引価格や支払方法など適正な取引価格が難しい状況も見受けられる。</p> <p>したがって、埼玉県としても「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関する連携協定」の締結、もしくは県内下請等中小企業の実態を把握し、改善できる体制づくりを整えること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県内の下請等中小企業においては、適正な取引価格に取引ができない状況も報告されています。例えば、金型の保管場所の確保や価格の一律引下げ要請などがあり、適正な付加価値による取引価格を維持できないところがあります。</p> <p>連合埼玉では、ここ数年、経済5団体への取引の適正化への取り組み要請をおこなっていますが、和歌山県の事例を踏まえ、埼玉県においても、積極的に取り組みをおこない、埼玉県としての下請等中小企業の実態を把握し、取引の適正化に向けた中小企業へ</p>	<p>【産業労働部 産業支援課】</p> <p>下請け取引の適正化については、（公財）埼玉県産業振興公社内に「下請かけこみ寺」が設置されており、下請中小企業者の実態把握と取引条件改善に向けた取組を推進しています。「下請かけこみ寺」では、相談員が中小企業からの取引に関する様々な相談に対応するほか、取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、調停人として弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ADR）等を行っています。</p> <p>また、埼玉県では、内閣府及び中小企業庁が創設した「パートナーシップ構築宣言」の普及に努めています。「パートナーシップ構築宣言」はサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守等を企業の代表者の名前で宣言するものです。昨年設置された「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」における議論も踏まえ、宣言の促進のため、知事から県内企業経営者向けにメッセージを発し、この宣言に積極的に取り組んでいただくよう働きかけています。</p> <p>こうした取組を今後も積極的に推進していくことで、県内下請等中小企業者の実態を把握し、取引適正化に努めてまいります。</p>	<p>○ーB</p> <p>埼玉県の取引の適正化への取り組みについては、すでに実施している「下請かけこみ寺」があり、今後の「パートナーシップ構築宣言」の普及についても、関心を持って見守っていく。</p> <p>その上で、より実効性のある視点から、再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>の支援が必要である。</p> <p>【参考情報】</p> <p>2018年7月、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して相互に連携していくことに合意し、「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結を合意しました。</p> <p>3. 埼玉県が事業主体の工業団地に向けた実態把握と企業誘致の取り組みについて</p> <p>埼玉県においては、県内88ヵ所の工業団地が（計画・造成中を含め）あり、その中で、事業主体が県のものが、46工業団地（既設 35団地、計画・造成中 11団地）があります。その中で、県内の工業団地においても、企業進出、企業撤退などの動きがあり、それぞれの地域の特性を活かした魅力の発信と企業誘致の取り組みが必要である。</p> <p>埼玉県が事業主体の工業団地における工業団地の誘致戦略を策定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>昨今の企業再編や事業集約などにより、埼玉県においても既設の工業団地からの企業撤退がある。特に、県北の地域においても、撤退する企業があり、働く場所も減少しているため、若年層が他地域に流出してしまうケースが散見される。</p> <p>県内の各地域の工業団地においては、集約型雇用として期待され、地域の成長にも大きく寄与する。</p> <p>このような状況を踏まえ、既設の企業進出の状況ならびに企業撤退に伴う新たな誘致の取り組み状況、また計画・造成中の企業誘致への取り組み状況を教えていただき、今後の企業誘致への取り組み戦略を説明していただきたい。</p>	<p>【産業労働部 企業立地課】</p> <p>県では平成17年1月から本格的な企業誘致の取組を開始し、現在は「チャンスメーカー埼玉戦略V」のもと、県経済の活性化や雇用の確保につなげるべく企業誘致活動を行っています。</p> <p>県企業局が事業主体の産業団地の分譲では、地元市町村の意向に沿った企業に、企業局や市町村と連携して共同訪問するなど積極的にセールスをすることにより、雇用をより期待できる企業の誘致に努めています。</p> <p>さらに、操業後のフォローアップとして企業訪問を行い、再投資ニーズや雇用の確保や交通の利便性についてなどの困りごとへの対応を行い、企業の定着に努めています。</p> <p>【企業局 地域整備課】</p> <p>圏央道や東京外環自動車道の県内開通、さらには東埼玉道路や新大宮上尾道路の整備が進む中で、本県における企業立地ニーズは益々高まるものと思定されます。</p> <p>県経済の活性化を図るため、本県の豊かな田園環境などとの調和を図りながら、産業団地を整備して</p>	<p>○-A</p> <p>埼玉県の工業団地の誘致戦略「チャンスメーカー埼玉戦略V」の取り組みを注視しながら、雇用に繋がる企業の誘致を期待する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>4. 「連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）」への協力について</p> <p>連合全体において、働く仲間と地域社会をつなぎ、地域社会を支えることに焦点をおき、各地域の中小企業の経営基盤の強化と地域の活性化に向けたつなぎ役となり、中小企業・組合支援に取り組むこととしています。</p> <p>そのために、全国47都道府県において、それぞれの地域社会の活性化と地域の中小企業が元気になることで、地域に暮らす人や働く人が笑顔と元気の好循環のサイクルが生まれるプラットフォームを構築していくこととしています。</p> <p>埼玉県においても、連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）に対して協力・支援すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>要請の背景には、中小企業の課題として、人材不足、人材確保が困難、女性活躍、後継者問題、資金運用面、取引問題（公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定）などがあり、地域活性においては、人口減少、子ども・若者支援、就職氷河期、引きこもり、地域衰退などの課題があります。さらに、新型コロナウイルスの影響もあり、「新しい生活様式」の中で、雇用対策、中小企業支援、デジタル化推進などへの取り組みも必要となります。</p> <p>埼玉県に働き、埼玉県に生活する人たちが中心となり、これからも、埼玉県に安心して、将来への夢を持ち、働き、生活できる埼玉県にしていく必要があります。</p> <p>そのためのプラットフォームとして、「産官学金労言」の各団体と連携した取り組みが必要と認識しています。その関係強化、連携となる「連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラッ</p>	<p>企業の立地を進めてまいります。</p> <p>【産業労働部 雇用労働課】</p> <p>連合プラットフォームでは、中小企業、労働組合の様々な課題に対する支援を計画されていると伺っております。</p> <p>具体的な取り組みを伺いながら、イベントへの後援など適切な協力・支援を検討してまいります。</p>	<p>○－A</p> <p>連合プラットフォームの取り組みへの協力・支援への回答があった。</p> <p>具体的な要請については、取り組み内容に沿って要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>トフォーム) 」への各種連携、イベントなどへの協力をお願いしたい。</p> <p>Ⅱ. 雇用・労働政策</p> <p>1. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について</p> <p>中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するための補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいですが、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい状況にある。中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有効な選択肢と考える。</p> <p>埼玉県については、市町（16市3町）で補助制度があり支援をおこなっているが、関東地域では東京都や群馬県が補助制度を定めている。</p> <p>より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、未だに補助制度のない市町村でも支援をする必要がある。</p> <p>【参考情報】</p> <p>※埼玉県内で助成制度のある市町</p> <p>川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町</p> <p>※助成制度のある関東の行政</p> <p>https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html</p>	<p>【産業労働部 多様な働き方推進課】</p> <p>県では、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るため、制度をホームページで周知するとともに、事業者や勤労者向けのセミナー等の機会を通じてPR用チラシを配布しています。</p> <p>引き続き、運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と連携して、加入促進に向け、制度の周知に努めてまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>県として周知やPRをおこなっていることが確認できた。</p> <p>しかしながら、現状は市町村によって助成制度の有無があり、勤務地によって制度加入への容易さに違いがあると捉えられる。</p> <p>埼玉県内の中小企業で働く労働者が安心して働ける環境整備に向け継続した要請が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について 現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) がんになっても働き続けられるよう労働者・雇用者双方に啓発をおこなうとともに、がん相談支援センターや埼玉産業保健総合支援センターなど、がんと仕事の両立に関する相談窓口を周知すること。</p> <p>(2) 治療と就業の両立に配慮し、新たにがん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就労支援奨励金制度を創設すること。</p>	<p>【保健医療部 疾病対策課】 治療と仕事の両立を支援することは、行政としても重要であると考えております。 県でも、がん診療連携拠点病院における相談支援センターや埼玉産業保健総合支援センターなどの「治療と仕事の両立支援」に係る相談窓口について、周知に努めております。 また、これらの相談窓口の周知に加え、県では、次の事業を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働くがん患者のための「ワンストップ相談」 (平日の夜間、月2回) ・「がん検診受診促進宣言」事業所の登録 (治療と仕事の両立支援を含む取組について事業所が宣言し、実践するもの) <p>今後も関係機関と協力しながら、更なる啓発や周知に努めてまいります。</p> <p>【産業労働部 雇用労働課、多様な働き方推進課】 がん等の治療と仕事の両立を図るためには、疾病や治療に関する職場の理解や支援制度など環境整備が重要です。 県では、平成30年度から「仕事と生活の両立支援相談窓口」を設置し、専門の相談員が、がんなどの治療と仕事との両立に悩む労働者や企業からの相談に対応しています。</p>	<p>○－A 県として病院や相談支援センターなど様々な場所に相談窓口などを設置しておりその周知・啓発活動に取り組んでいることが確認でき、周知については要請内容にすでに対応していると捉えている。</p> <p>△－B 相談窓口などで企業に対する相談対応がおこなわれていることが確認できた。また、国の助成金制度についても県内企業へのサポート・周知行っ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>国立がん研究センターの推計で日本人の2人に1人が生涯でがんを経験するとされ、さらに定年延長などにより、現在ではがん患者の3人に1人は就労年齢でがんにかかる状況にある。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援することが必要となる。</p> <p>しかし、「治療と仕事の両立は困難」という思い込みから、がんと診断された労働者の約35%が依願退職、あるいは解雇を余儀なくされており、がんになる前から知識を身につけることが必要です。さらには、すでに離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都ではがん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなど、事業主への支援により再就職に向けた対策がおこなわれている。</p> <p>治療中のがん患者で18歳未満の患者については、小児がん患者に対する助成制度があり、40歳以上については介護保険が利用可</p>	<p>また、国では、事業者が両立支援コーディネーターの配置、活用を行った場合等に助成金を支給する「治療と仕事の両立支援助成金」制度を設けています。</p> <p>本制度につきましても、「仕事と生活の両立支援相談窓口」や企業人材サポートデスクにおいて、県内企業にしっかりと周知してまいります。</p> <p>奨励金制度については、他の自治体の導入状況等を調査し、研究してまいります。</p> <p>【保健医療部 疾病対策課】</p> <p>在宅療養を希望される18歳から39歳以下の年代のがん患者に対する支援策が抜け落ちている旨は、県としても承知しております。</p> <p>県において他県の先行事例などを調べましたところ、介護保険に準じ、市町村がサービスを提供している例が見られました。</p> <p>については、まずは施策の必要性について市町村の理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>	<p>いる。しかしながら、奨励金制度については、他の自治体の調査・研究にとどまっており、創設には至らなかった。今後の調査状況などの確認を含め継続した要請が必要と考える。</p> <p>△－B</p> <p>18歳から39歳以下の年代に対する支援ができていない旨の認識について確認でき、他県などでの取り組みがあることを認識してもらうことができた。</p> <p>しかしながら、18歳から39歳以下の方への支援については、調査研究や理解促進にとどまっており、今後も継続した要請が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>能となっている。18歳から39歳については、子育て世代にもかかわらず、介護保険や障害者自立支援法の対象にならず、症状が重くなっても生活に対する公的支援制度はなく、家族に大きな負担がかかっていることから、18歳から39歳のがん患者に対する支援が必要と考える。</p> <p>Ⅲ. 交通政策</p> <p>1. 新大宮上尾道路の全線開通に向けた対応について</p> <p>上尾道路については、平成28年(2016年)に上尾市小敷谷から桶川市川田谷までの4.7kmが開通し、圏央道桶川・北本インター利用の際の利便性が向上した。しかしながら、本事業については、国道17号を含めた周辺交通の利便性向上は、鴻巣市箕田までの2期区間が開通してその目的が達成されると捉えている。2期区間の早期開通に向け、国・県・市と連携を図り、事業の推進をすること。</p> <p>あわせて、首都高速道路埼玉大宮線についても、現在、与野JCTから上尾南出入口(仮称)までの約8kmについて事業が進められていますが、さらなる延伸についても早期実現に向けて取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>現在、圏央道桶川北本インターまでの整備が完了し、大宮から上尾・桶川方面への利便性は向上したが、北本や熊谷方面に向かうには、依然として国道17号を利用せざるを得ない状況にあります。現在も、国道17号の交通渋滞は一部緩和したものの解消までには至っていない状況にある。また、本事業は昭和44年(1969年)に都市計画が決定され、令和元年に工事着工され、周辺住民のみならず国道17号を利用する輸送業者もその完成を待ちわびている。本事業が完了することで、配達などの仕事で運転をする労働者の労働時間短縮や交通事故の削減にも寄与する</p>	<p>【県土整備部 県土整備政策課】</p> <p>上尾道路は、国道16号及び国道17号新大宮バイパスの宮前ICを起点に国道17号の西側を並行し、鴻巣市箕田で国道17号及び熊谷バイパスに接続する延長20.1kmのバイパスです。宮前ICから圏央道までの2車線及び4車線で開通している延長11.0kmのⅠ期区間と北本市石戸宿から鴻巣市箕田までの延長9.1kmのⅡ期区間において、国が事業を進めております。</p> <p>令和3年度は、用地取得及び箕田地区における橋りょう工事を進めると国から聞いております。</p> <p>新大宮上尾道路は、さいたま市中央区から圏央道を結び鴻巣市箕田に至る延長約25.1キロメートルの高架構造の自動車専用道路です。現在、与野JCT(仮称)から上尾南出入口(仮称)までの延長8.0km区間について、国と首都高速道路株式会社共同で事業を進めております。</p> <p>令和3年度は、用地取得を進めるとともに、さいたま市宮前地区において、新たに橋りょう下部工事に着手していると国から伺っております。</p> <p>県といたしましては、今後も事業が円滑に進むよう沿線の関係市と連携しながら、上尾道路のⅡ期区</p>	<p>○－B</p> <p>直近の取り組みを中心に事業の進捗を確認することができた。また、沿線の関係市とも連携するとともに、国に対しての働きかけをおこなうことが確認できた。</p> <p>本事業については、国の事業であることから、今後の環境変化や事業の進捗は継続的に確認することとし、要請については、事業への変化が生じた際に改めて検討することとする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ものであり、早期開通が必要である。</p> <p>2. 埼玉高速鉄道線の延伸について 埼玉高速鉄道線は、現在、浦和美園駅まで開業し、東京メトロ南北線に乗り入れていることから、東京都内への通勤・通学の手段として多くの人々が利用している。しかしながら、現在、岩槻まで延伸する方向で検討がされているが、通勤・通学などの利便性向上に向け、県とさいたま市および関係する自治体との連携を強化し、早期実現に向け推進すること。</p> <p><要請の根拠> 現在は、周辺地域から車で浦和美園駅まで移動し、電車に乗り替える利用者が多くいる。そのため、浦和美園駅周辺では朝・夕の交通渋滞が常態化しており、流通業に携わるドライバーは、運転時間の長時間化や配達時間を守るための早期出発・遠回りなどの実態があり、電車利用の利便性向上のみならず、浦和美園駅周辺の交通渋滞の緩和のためにも埼玉高速鉄道線延伸の早期実現が必要である。</p> <p>IV. 福祉・社会保障政策 1. 地域共生社会の実現と人材育成の強化について 地域共生社会の実現と人材育成の強化に向けて、国の制度改革や新たなニーズに対応した「第6期埼玉県障害者支援計画」を着</p>	<p>間の早期完成及び新大宮上尾道路の事業区間の早期完成と圏央道までの早期事業化をあらゆる機会を通じて国に働きかけてまいります。</p> <p>【企画財政部 交通政策課】 国の交通政策審議会答申に位置付けられた埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、浦和美園～岩槻間を先行整備区間としています。当該区間の延伸については、令和3年4月30日に県とさいたま市で合意した「地下鉄7号線延伸に向けた方針及び取組」に基づき、緊密に連携・協力を図りながら鉄道事業者への要請に向けた調査・検討を進めてまいります。</p> <p>「地下鉄7号線延伸に向けた方針及び取組」（方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通政策審議会答申第198号（以下、「答申」という。）で示された意義の実現 2 地元の期待を踏まえて推進 3 縣市協働による推進 <p>（取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 答申で示された課題への対応 2 速達性向上事業の実施の要請に向けた取組 3 国等との調整 	<p>○－B 県とさいたま市の連携や合意した方針など確認することができた。</p> <p>しかしながら、鉄道事業者への要請には至っていないことから、今後の取り組みは、県とさいたま市の連携を注視し必要に応じて改めて要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>実に実行するとともに、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 真の地域共生社会の実現に向け、2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉などの一部を改正する法律」への対応をおこなうこと。</p> <p>(2) 障がい者が安心して生活できる社会の実現に向けて、各市町村と連携して取り組み、自治体がおこなうべき事項とその範囲を明確にすること。</p>	<p>【福祉部 福祉政策課】 県は、埼玉県地域福祉支援計画に基づき、地域共生社会の理念実現に向けた市町村の取組を支援します。</p> <p>【福祉部 障害者福祉推進課】 第6期埼玉県障害者支援計画については、障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行、障害者雇用促進法やバリアフリー法の改正、埼玉県ケアラー支援条例の施行など国等の法整備・制度改正や、新型コロナウイルスの感染拡大など社会の変化を踏まえ、県として実効性のある障害者施策を推進するため、障害者の方々や関係団体の御意見やご要望をいただくとともに市町村と連携し、令和3年度から令和5年度を計画期間として令和3年3月に策定しました。</p> <p>市町村においても、県の計画策定に合わせて、地域のニーズを踏まえた計画を策定しています。</p> <p>障害のある方もない方も地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる共生社会の実現を目指し、各市町村と連携して、本計画に盛り込んだ施</p>	<p>○－B 第6期埼玉県地域福祉支援計画において、社会福祉法等の一部改正に対応し、市町村の支援体制を充実させた。</p> <p>今後は計画達成に向け、市町村への具体的な支援を要請していく。</p> <p>○－B 第6期埼玉県地域福祉支援計画において具体的な取り組みが記載されている。</p> <p>市町村における施策の取り組み状況を確認し、今後の要請内容を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の育成・支援をおこなうこと。 <要請の根拠> 2021年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉などの一部を改正する法律」が施行され、改正の趣旨には「地域共生社会の実現をはかるため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的におこなう市町村の事業に対する交付金および国などの補助の特例の創設」などが明記された。また、活動の核となる専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の育成・支援には、コミュニティソーシャルワーク事業が「福祉コミュニティの再構築」に、いかに貢献しているかを情報発信することが必要である。 国・県・自治体・地域住民が協働して地域福祉活動を推進し、障がい者が安心して生活できる社会の実現をめざすことが必要である。</p> <p>2. 介護人材の確保対策の強化と地域包括ケアセンターの周知強化について 国の重要な社会基盤である介護人材の確保を早急を実現するとともに、以下の施策をおこなうこと。 (1) 介護従事者をサービス利用者やその家族による過度なハラスメント・暴言・暴力などから守り、離職率の低下をはかること。</p>	<p>策を着実に実行してまいります。</p> <p>【福祉部 社会福祉課】 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」）では、市町村社会福祉協議会の職員を対象に研修を行い、コミュニティソーシャルワーカー（※）を育成・支援しています。 県では、こうした研修を実施する県社協の専門職員の人件費を補助しています。 県といたしましては、引き続き、県社協への支援を通じて、専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の育成・支援を行ってまいります。 ※県社協では、コミュニティソーシャルワーカーを「生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する個別支援を行いながら、あわせて、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備等の地域支援を多職種連携によって展開する取組を実践する専門職」と定義している。</p> <p>【福祉部 高齢者福祉課】 利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対応は、事業者が介護サービスを提供する中で発生したものであり、介護職員個人が対応するものではなく、事業者の責任において組織的な対応を図ることが重要であると考え</p>	<p>△－B 専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の育成・支援はおこなわれている。 今後はいっそうの育成・支援をめざし、専門職が「福祉コミュニティの構築」にいかに関与しているかという視点で情報発信することを要請する。</p> <p>○－B ハラスメント対策は事業者の責任による対応を図るという回答は昨年同様である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 介護従事者確保のために、地方自治体において処遇を改善する施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護資格取得に対する研修費補助や奨学金補助、住居費補助などの支援を強化すること。</p> <p>(3) 地方自治体は、介護離職の防止に向けて、住民に対し地域包括支援センターの周知を強化すること。</p> <p><要請の根拠> すべての働く人が安心して働き続けるためには、医療・福祉・介護サービスの担い手の確保は欠かせない。中でも介護人材は、国が構築をめざす重要な社会基盤である「地域包括ケアシステム」の実現にとって必要不可欠な存在であり、人材確保を実現しなければならない。また、大都市部周辺の地域では、処遇水準の</p>	<p>ます。 このため、厚生労働省が作成したハラスメント対策事例集を介護事業者にも周知するとともに、介護従事者を対象に、利用者やその家族から受けるハラスメントへの予防や対処方法を身につけるための研修会を令和元年度から実施しております。 引き続き、研修会を実施するなどハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対応を徹底してまいります。</p> <p>【福祉部 高齢者福祉課】 介護人材確保に向けて、潜在介護職員に対して再就職に必要な準備金の貸付や介護福祉士を目指す職員に研修受講料を補助し、資格取得を支援するなど復職支援及び処遇改善を図っています。 これらの取組を進めるとともに、引き続き、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得について、更新等の手続や集団説明会などの機会をとらえ、事業所へ働き掛けてまいります。</p> <p>【福祉部 地域包括ケア課】 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置しています。 県では、地域包括支援センターの役割と、県内の地域包括支援センターについて、ホームページで公表し、周知を行っています。 また、市町村別に検索できる「地域包括ケアシ</p>	<p>今後は「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」と「研修の手引き」を活用して指導をした結果、退職率の低下は図れたのか確認し、今後の要請に繋げる。</p> <p>○－B 介護人材確保対策については、具体的に示されており、処遇改善などで支援は強化されている。 引き続き進捗状況を見極める。</p> <p>△－B 地域包括ケアセンターの役割については、ホームページにて周知されている。 しかしながら、利用者は高齢者が多いことから、SNSに頼らない周知活動の展開</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>高い都市部の施設へ流出しており、歯止めをかける対策を講じることが必要である。</p> <p>介護離職を防止するには、住民が地域包括支援センターの役割を認知し、介護支援が必要になった場合の具体的な手続きを周知させることも必要である。</p> <p>3. ケアラー支援・ヤングケアラー支援の取り組みについて</p> <p>埼玉県は全国に先駆けケアラー支援計画を策定したが、本来の目的である「ケアラー自身の人生を支援する」という視点は見失われがちにあるため、埼玉県ケアラー支援条例の目的である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、ケアラー支援の流れをつくるとともに、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) ケアラー支援（ヤングケアラー支援含む）について理解を広げるため、県民に対して啓発活動などを実施すること。</p>	<p>テム応援サイト」を開設し、地域包括ケアシステムの啓発を行っています。</p> <p>今後も、定期的に情報の更新を行ってまいります。</p> <p>【福祉部 地域包括ケア課】</p> <p>条例の基本理念である「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える」ためには、まずは、県民や事業者がその存在と社会全体で支援する必要性を認識することが重要です。このため、令和3年度は、小中高校生向けのヤングケアラーハンドブックや一般向け啓発チラシを作成・配布しました。</p> <p>また、11月を「ケアラー月間」と定め、ケアラー支援に対する理解と協力の輪を広げるため、集中的に広報・啓発を行うこととし、ケアラー支援オンラインフォーラムの開催、NHKヤングケアラーフォーラムをNHKさいたま放送局との共催で開催したほか、社会全体でケアラーを支えていくために出来ることを宣言いただく「ケアラー支援宣言」を行う団体や企業の募集に取り組みました。</p> <p>さらに、県政出前講座にケアラー支援のメニュー</p>	<p>を要請する。</p> <p>○－A</p> <p>ケアラー支援の啓蒙活動は着実に進んでおり、県民の認知度も高まっている。</p> <p>今後の要請については、日本ケアラー連盟と連携を取りながら進める。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 自ら助けを求めない（求められない）ケアラー・ヤングケアラーを発見し、アセスメントを実施し、必要な支援につなげていくこと。</p> <p>(3) ケアラー支援・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮することから、県がどのように市町村をバックアップするかが問われているため、実態を把握するための調査を進め、関わる可能性のある方々に対する人材育成や研修・啓発をおこなうこと。</p>	<p>を新たに設け、ケアラー支援への理解を広げてまいりました。</p> <p>条例の基本理念に基づき、引き続き、啓発事業に取り組んでまいります。</p> <p>【福祉部 地域包括ケア課】 ケアラー・ヤングケアラーを発見し必要な支援が確実に届くよう、普及啓発のほか、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市町村社会福祉協議会など、関係者向けの研修を実施し、関係機関職員のケアラー支援に対する理解が深まるよう支援してまいります。</p> <p>【福祉部 地域包括ケア課】 県では、市町村における総合相談支援体制の構築状況を調査し、把握するとともに、平成30年度から、市町村の希望に応じて、市町村総合相談支援体制構築に向けたアドバイザー派遣事業を実施しています。その他、市町村や社会福祉協議会の職員などを対象とした相談対応に関する研修会も実施しています。</p> <p>引き続き、各市町村の実態を把握するとともに、各市町村の実情に応じた支援を行ってまいります。</p>	<p>○－B ここでのアセスメントの意味は、「生活全般における課題やニーズを聞き出すこと」と理解する。その観点からすると、まずはケアラーが求めている支援を把握することが重要である。</p> <p>日本ケアラー連盟の意向を確認しながら要請を進める。</p> <p>○－A 市町村における総合的な支援体制は進んでいる。</p> <p>今後は市町村ごとの実態に則した支援を要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(4) ケアラー・ヤングケアラーやその家族、専門職など、誰もがアクセスしやすい相談窓口を設置・可視化すること。</p>	<p>【福祉部 地域包括ケア課】 県では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援が確実に届くよう、ケアラー・ヤングケアラーにとって最も身近である市町村に対し、総合相談窓口の設置などの体制づくりに向けたアドバイザー派遣事業などの支援を行っています。 引き続き、各市町村の実情に応じた支援を行ってまいります。</p>	<p>○－A 市町村における総合的な支援体制の取り組みは進んでいる。 今後は、日本ケアラー連盟と連携を取り要請をすすめる。</p>
<p>(5) ケアラー・ヤングケアラー支援事業の実施責任は基礎自治体に置き、支援事業をNPOや福祉法人なども担えるようにすること。</p>	<p>【福祉部 地域包括ケア課】 ケアラー・ヤングケアラーに最も身近である相談機関は市町村であると考えています。 ケアラー・ヤングケアラー支援については、市町村はもとより、NPO 法人、社会福祉法人など多様な主体と協力しながら進めてまいります。</p>	<p>○－A 市町村の責任と役割は認識されている。 今後は進捗状況を確認しながら取り組みをすすめる。</p>
<p>(6) 市町村による取り組みの格差により、県民に大きな不公平が生じないよう、市町村の取り組みをリードし、バックアップすること。</p> <p><要請の根拠> ケアラー支援は「良い介護をするための支援」と理解されがちだが、ケアラーに情報（介護知識や福祉の制度やサービス）を提供し、利用に結びつけることやサービス量を増やせばよいという誤解がある。確かに被介護者へのサービスの量と質が担保されれば、ケアラーの負担は軽減されるが、ケアラー支援とはケアラー自身の「人生の支援」であり、ケアラーと被介護者には異なる支援が必要となる。また、ケアラーの抱える問題を把握・評価するためのアセスメントが不可欠である。</p>	<p>【福祉部 地域包括ケア課】 ケアラーなどからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣などを行います。また、市町村内の各部門同士による協議の開催事例や総合相談窓口の設置事例について情報提供するとともに、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する体制づくりについて、市町村の実情に応じた適切な支援をしてまいります。</p>	<p>△－B 支援体制の整備に取り組んでいる市町村に対しては、更なる支援をすすめるという回答である。 要請の主旨は、「県民に不公平が生じない」ことにあるから、今後は取り組みがすすんでいない市町村への支援を要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ケアラー支援を効果的に機能させるには、各項目を個別に取り組むのではなく、有機的に連携した「支援の流れをつくる」ことが重要になる。また、ケアラー支援・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮することから、県がどのように市町村をバックアップするかが問われている。まずは、実態を把握するための調査を進め、関わる可能性のある方々への研修・啓発に取り組む必要がある。また、市町村による取り組みの格差により、県民に大きな不公平が生じないようにしなければならない。</p> <p>4. 常時介護が必要な重度障がい者が、在宅勤務中に重度訪問介護を利用できる制度の創設について</p> <p>「重度訪問介護」は、障害者総合支援法の規定に基づき、施設や病院を出て地域で暮らす重度障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介助や、外出時の移動の介助、日常生活の見守りを提供するサービスである。しかしながら、厚生労働省告示により利用条件が定められており、「通勤、営業活動などの経済活動にかかわる外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く」という一文によって就労・就学時の利用は認められていない。そのため、就労できる能力がある障がい者の雇用の機会が奪われている。</p> <p>したがって、常に介護が必要な重度障害者が就労すると、働いている間は重度訪問介護サービスを受けられない国の制度を補完するため、在宅就労時も訪問介護を受けられる全国初のサービスを提供しているさいたま市独自の施策を参考に、常時介助の必要な重度障がい者が在宅勤務中に重度訪問介護を利用できる制度を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>重度障がい者が就労中も重度訪問介護が利用できるようにな</p>	<p>【福祉部 障害者支援課】</p> <p>重度訪問介護サービス利用者への就労支援については、令和2年10月から、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金の制度と雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まりました。</p> <p>重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金とは、重度訪問介護サービス利用者を採用した事業者が、就労中の当該利用者に対し介護サービスを提供する場合に受け取ることでできる助成金で、在宅勤務の場合も利用できます。</p> <p>雇用した事業者が、この助成金を利用するためには、当該利用者の居住地の市町村が、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施することが必要です。</p> <p>令和3年4月現在、この事業を実施している市町村が県内ではさいたま市のみとなっています。</p> <p>このため、実施する市町村が増えるよう、様々な機会をとらえ市町村に働きかけてまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>さいたま市の取り組みは、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金制度と雇用施策である重度障害者等就労支援特別事業との連携によるものとの回答である。</p> <p>しかしながら、さいたま市以外の市町村は、こうした認識がなく、取り組みが進んでいない実態から、全ての市町村にさいたま市の施策を情報提供することを要請する。</p> <p>今後は、全市町村に</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>れば、就労時間中も支援を受け、安心して仕事ができるようになる。重度訪問介護の訪問先にかかわる制限を緩和することにより、重度障がい者の就労機会を促進し、障がい者全体の就労機会の拡大につながる。また、就労での収入を得ることで、経済面での「自立」も可能となる。</p> <p>【参考情報】 さいたま市重度障害者就労支援制度 https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/006/p064509.html</p> <p>5. ペアレントメンターの積極的活用に向けた対応について 埼玉県が育成したペアレントメンターが積極的に活用されているといい難い状況にある。埼玉県が養成したペアレントメンターの派遣については、市町村の相談機関を通じた申請とし、当事者の負担軽減につなげること。そのために、ペアレントメンターを通じてその他の必要な支援へつなげることを発達障害児の保護者支援の重要な施策の一つとして明確に位置付けること。</p> <p><要請の根拠> 埼玉県は平成22年から令和元年までに117人のペアレントメンターを育成したとしているが、十分に活用がなされているとは言えず、特に市町村の発達障害を専門とする相談機関のホームページなどにおいて紹介がなされていないことから、存在自体を知らない当事者が生まれている。また、メンターという名前や存在を知らなかった親が多いことから更なる周知が必要である。</p> <p>【参考情報】 ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。</p>	<p>【福祉部 障害者福祉推進課】 ペアレントメンター事業は、発達障害の子どもを育てた経験のある親をペアレントメンターとして養成するとともに、子どもが発達障害と診断された間もない親等に対し、ペアレントメンターが先輩として共感的に傾聴し、適切な情報提供をするなどして寄り添い、相談者の不安感や孤立感を解消する事業です。</p> <p>ペアレントメンター事業では、ペアレントメンターとともに子供の特性や対応方法等についてグループで学ぶ「交流・相談会等」と、市町村等が主催する親支援事業にペアレントメンターが参加する「派遣事業」を実施しています。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、派遣事業は実施できませんでしたが、交流・相談会等につきましては、オンラインを活用するなどの工夫により、実施希望のあった3市町での交流・相談会と、地域ごとに対象を募集したオンライン講座を3地域において実施するこ</p>	<p>おける制度創設を目指し、要請を続ける。</p> <p>△-B 第6期埼玉県障害者支援計画における施策番号238には「発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施に向けて市町村を支援します」と記載されている。</p> <p>しかしながら、ペアレントメンターの認知度は低く、当事者の負担減に繋がって</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>V. 環境・資源・食品政策</p> <p>1. 持続可能な水道の実現に向けて</p> <p>「埼玉県水道整備基本構想」の見直しにあたっては、策定までの期間において、県民に対して中間報告を含む途中経過の発表や説明会、パブリックコメントの実施などをおこない、細かな情報提供に努めるとともに広範な意見聴取をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>人口減少やライフスタイルの変化、節水機器の普及などにより、水道の需要も低下しており、経営改善を実現するため、統合を行う水道事業者も現れています。また、昨年度の政策・制度要請の要請根拠でも示したように、市町を主な単位とした各水道事業者のハードルは高いと考えています。</p>	<p>とができました。</p> <p>事業終了後、参加者から寄せられたアンケートによると、評価は非常に高く、御指摘のとおり発達障害児の保護者の方々の負担軽減につながっていることがわかります。</p> <p>今後ともペアレントメンター事業に対する市町村への理解を促進し、多くの市町村に関わっていただくことで、保護者の方々の負担軽減に寄与することができるよう、努めてまいります。</p> <p>また、県では、ペアレントメンターの負担が過大とならないよう事業を実施しているところで、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>なお、本県の第6期埼玉県障害者支援計画の中で、施策番号238において、発達障害児の保護者への支援及び市町村への支援について規定しています。</p> <p>【保健医療部 生活衛生課】</p> <p>埼玉県では、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続可能な水道を維持するため、令和4年度末までに「埼玉県水道整備基本構想」を見直す予定です。</p> <p>基本構想の見直しに当たり、現在、水道事業者や工事事業者と意見交換を行っているところです。</p> <p>また、水道利用者（県民）への情報発信や意見聴取の機会を設けることも重要であると考えており、その実現に努めます。</p>	<p>ないことから、制度の周知を求め、引き続き要請を続ける。</p> <p>△－B</p> <p>「埼玉県水道整備基本構想」の見直しにあたっては、水道事業者や工事事業者との意見交換や水道利用者（県民）への情報発信や意見聴取などの取り組みが示されている。</p> <p>よって、令和4年度</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>このようなことから、昨年度の政策・制度要請では、事務仕様の統一や共同発注などによる事務の効率化やコストの削減を目的とする広域連携の推進を求めてきました。</p> <p>しかしながら、昨年度の水道に関する政策・制度要請に対しては、「工事事業者や水道利用者（県民）などと幅広く意見交換を行うなど、情報収集・発信の実現に努める」との回答とあわせ、「基盤強化を推進するため、令和4年度末までに「埼玉県水道整備基本構想を見直す予定」との回答をいただいたところです。</p> <p>県内の各水道事業は、県民が負担してきた水道料金を財源として発展してきた県民の財産です。当該基本構想の見直しにあたっては、水道事業体のみならず、広く県民に向けた情報提供と意見聴取をおこなうことが必要である。</p> <p>2. 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、埼玉県としても「第2期埼玉県地球温暖化対策実行計画」を踏まえて「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」をおこない、各市町村に対して表明を促すこと。</p> <p>特に、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野(※1)を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関し広く共有化をはかり、規制の見直しなどを含め、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2020年10月、菅総理は第203回臨時国会の所信表明演説におい</p>	<p>【環境部 温暖化対策課】</p> <p>本県では、令和2年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現を目指すこととしています。</p> <p>令和3年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正で、2050年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を旨とすることが明記され、第2期計画の見直しが必要となることから、現在、検討を進めているところです。まずは、本計画の見直しを鋭意進めてまいります。</p> <p>なお、市町村における「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」については、各市町村がそれぞれ自らの責任において自主的な意思に基づいて行うものと考えます。国による地方公共団体への支援策等に関する動向等につきましては、「市町村地球温暖</p>	<p>末までに策定される「埼玉県水道整備基本構想」を分析・検討しながら、今後の方向性を判断する。</p> <p>△－B</p> <p>現在、2050年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」の見直しが進められている。</p> <p>これまでも、産業・業務部門では排出量取引制度の推進、家庭部門では省エネ家電の買い替え促進などの取り組みがされてはいるものの、対策が不十分であると言わ</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>て、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。</p> <p>また、環境省ではゼロカーボンシティ（「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体）の取り組みを後押しするための事業を2021年度予算において「ゼロカーボンシティ再エネ支援パッケージ」として要求しています。このような中、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した自治体が増えつつあります。（関東圏では、東京都、神奈川県、千葉県、栃木県、群馬県、山梨県が表明）</p> <p>グリーン成長戦略は供給側の取り組みを中心としていますが、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくことも重要です。また、二酸化炭素排出の約35%を占める産業部門など、産業界との連携が不可欠であり、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野（※1）を中心に自治体と地元産業界との定期的な意見交換の場を設け、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関し広く共有化をはかり、規制の見直しなどを含め、自治体として必要な支援を強化していくことが必要である。</p> <p>【参考情報】</p> <p>○環境省 カーボンニュートラルの定義</p> <p>市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力をおこなうとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部を埋め合わせ</p>	<p>化対策担当者会議」を開催し、随時、情報提供を行ってまいります。</p> <p>県内における温室効果ガス排出量の約 8 割はエネルギー起源であり、需要側の省エネの取組は非常に重要と考えます。これまでも、産業・業務部門では排出量取引制度の推進、家庭部門では省エネ家電の買い替え促進等に取り組んでまいりましたが、今後も、より一層の省エネを促進するため、県計画の見直しを進める中で、県としてのさらなる取組を検討してまいります。</p>	<p>ざるを得ない。特に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関し広く共有化をはかり、規制の見直しなどを含めた地方自治体としての必要な支援を強化していくことが重要と考える。</p> <p>よって、本年度の「政策フォーラム分科会」をつうじて、課題や具体的に求める内容について整理し、継続して要請することとする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>た状態をいう。</p> <p>○グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野(※1) 洋上風力産業、燃料アンモニア産業、水素産業、原子力産業、 自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業、船舶産業、物流・ 人流・土木インフラ産業、食料・農林水産業、航空機産業、カ ーボンリサイクル産業、住宅・建築物産業/次世代型太陽光産 業、資源循環関連産業、ライフスタイル関連産業</p> <p>○2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 (2021年8月31日時点:順不同) <日本全体>444自治体(40都道府県、268市、10特別区、106 町、20村) <埼玉県内>秩父市、さいたま市、所沢市、深谷市、飯能市、 狭山市、入間市、日高市、春日部市、久喜市、越 谷市、草加市、三郷市、吉川市、八潮市、川越市、 本庄市、上尾市、松伏町、小川町、美里町</p> <p>○第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)削減目標 計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とし、県の事務 事業に伴い排出される温室効果ガスを2030年度までに、2013年 度比で28%以上削減。</p> <p>○第2期埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)削減目標 計画期間は2020年度～2030年度とし、2030年度における埼玉県の 温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減。</p> <p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 教職員における労働環境の整備について 教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞ れが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合う ことのできる労働環境となるよう、以下の施策をおこなうこと。 (1) 県教育委員会が2019年9月に策定した「学校における働き方</p>	<p>【教育局 県立学校人事課】</p>	<p>△-B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>改革基本方針」の目標に「勤務時間を除く在校等時間の上限を『原則月45時間以内、年360時間以内』』として取り組みが進められている。2020年度の結果としてこの目標が達成できなかった原因を把握し、2021年度には、その対策を展開することで全ての教職員が目標を達成し、目的である「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上」をはかること。</p>	<p>県教育委員会では、学校における働き方改革を最重要課題の一つに掲げ、令和元年9月に策定した「学校における働き方改革基本方針」のもと、教職員が改善を実感できるよう様々な取組を進めているところです。</p> <p>しかし、令和2年度末時点では、勤務時間を除く在校等時間の上限を「原則月45時間以内、年360時間以内」とする目標は達成できておりません。各校では、従来実施できた授業、学校行事、部活動その他様々な活動について、企画段階から感染防止対応を十分に考慮する必要が生じ、収容人数の関係で同じ内容の複数回実施や消毒の徹底など、例年にない対応が目標を達成できなかったことに影響を及ぼしたと考えます。</p> <p>ただし、ウィズコロナ対応は今後も不可欠であり、働き方改革の取組は一層強化しているところです。例えば、県立学校では、毎年6月から9月までをワーク・ライフ・バランス推進期間として夏季休業中を中心に期間中の夏季休暇の完全取得や、定時退勤の推進を行っていますが、令和3年度は、目標を達成できていないことを併せて示すことにより、例年以上に積極的に取り組むよう指導したところです。</p> <p>また、各校の校長に対しては、校長の人事評価面談において、働き方改革について校長が設定した目標に対し、より具体的な方策を掲げて積極的に取り組むよう指導しております。また、行事の精選、仕事の割振りの工夫、環境整備といった業務改善の進め方について個別に指導・助言を行うなどしており</p>	<p>管理職である校長の人事評価面談で、働き方改革について積極的に取り組むよう指導していることは前進と考える。</p> <p>しかし、一昨年からの新型コロナウイルス感染防止対策およびウィズコロナ対応で教職員の新たな負担もあることから、引き続き働き方改革の意識向上や在校時間の短縮の進捗も確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>ます。</p> <p>基本方針では、目標達成に向けた四つの視点の一つに、「地域の理解と連携の促進」を掲げていますが、令和3年12月には、大型ショッピングセンターの複数店舗に、本県の「働き方改革リーフレット」を配架したところ。広く地域からの理解も高めることで、取組の推進につなげてまいります。</p> <p>「基本方針」については、今年度、最終年度を迎えており、令和4年度以降も、引き続き、次期「基本方針」に基づき、実効性のある働き方改革を推進してまいります。</p> <p>【教育局 小中学校人事課】</p> <p>教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うために、教職員の負担軽減を図っていくことは、重要な課題であると認識しております。県教育委員会といたしまして、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、目的を「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上」、目標を「勤務時間を除く在校等時間の上限を『原則 月45時間以内、年360時間以内』とし、目標達成に向け、四つの視点「①健康意識した働き方の推進」「②総業務量の削減」「③負担軽減のための条件整備」「④地域の理解と連携の促進」を掲げ、実効性ある取組のもと、教職員の働き方改革を進めているところです。今年度、現「基本方針」は最終年度を迎え、評価・検証を踏まえ次期「基本方針」を策定してまいります。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2)「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(2018年7月)に基づき、各学校において部活動にかかわる活動方針が策定されている。この方針に則った部活動となるよう、特に休養日の設定や活動時間について遵守させること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2020年の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると、「県立学校では、本年4月からICカードによる勤務管理システムが導入され、客観的かつ正確な在校時間などの把握ができるようになった。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校時間および職員の勤務時間を把握し、定められ</p>	<p>また、各市町村教育委員会に対し、市町村独自の「負担軽減検討委員会」の設置や「市町村における働き方改革基本方針」の策定を働き掛け、市町村教育委員会と連携を図りながら進行管理を行うことで、全県において働き方改革を一層推進しております。</p> <p>さらに、令和2年度末までに目標が達成できなかったことから、令和3年度においては、各市町村小・中学校1校を抽出し、働き方改革取組状況調査を実施しました。その結果を基に、完全退校時刻の設定や業務の偏りの是正など、超過勤務縮減に効果のある10の取組を本県独自の業務改善スタンダードとしてまとめ、活用を促してまいります。</p> <p>今後も引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる労働環境の整備を進め、教職員がいきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作れるよう努めていきたいと考えております。</p> <p>【教育局 高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課】</p> <p>各県立学校の部活動の方針については、毎年教育局に提出していただき、確認を行っております。</p> <p>部活動の活動状況については、県立高等学校(定時制通信制含む)と市町村立中学校(義務教育学校含む)及び県立伊奈学園中学校に対し、令和3年11月に1か月間の活動における、活動時間や休養日の設定等を調査いたしました。</p> <p>その結果として、活動時間(平均)については、</p>	<p>△-B</p> <p>2019年度に要請した項目で、当時の回答と比べ活動時間の調査については前進と考える。ただし要請項目にある「休養日の設定」については調査結果がないので、この点についても実態調査を求め</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>た上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。</p> <p>また、部活動については、県教育委員会の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」＜平成30年(2018年)7月＞に基づき、各学校において部活動にかかわる活動方針が策定されている。学校の管理職は、部活動の休養日の設定など、活動方針が適切に運用されるよう確認や指導に努めていく必要があると記載されている。</p> <p>教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境をつくることは喫緊の課題である。</p> <p>2. 学校教育現場におけるジェンダー平等の取り組みについて 学校教育現場でジェンダー平等の視点に立って、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭をはじめ、正しい理解の促進のため生徒への対応はもとより、教職員や保護者（PTAも含む）の研修や相談体制の整備を継続しておこなうこと。</p>	<p>平日 中学校 57分 高等学校(全日制) 1時間44分 休業日 中学校 2時間38分 高等学校(全日制) 2時間27分 となっております。</p> <p>なお、調査の結果、休日の活動日等に特に課題が見られた県立学校と市町教育委員会に直接訪問し、活動内容の改善のフォローアップを行ってまいります。</p> <p>あわせて、各県立学校及び市町村に「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」リーフレット（平成30年7月作成（一部修正））を配布し、教職員、生徒、保護者等に県方針の周知を図ります。県立学校については、令和4年度に向け、各学校における活動方針の見直しを行った上で提出させ、確認や指導を行ってまいります。</p> <p>今後も、生徒及び教職員に適切な部活動となるように、フォローアップ等に努めてまいります。</p> <p>【教育局 人権教育課】 これまでも、教職員対象の各種研修会において、性の多様性の尊重についての理解向上のための研修を継続的に行ってきました。 昨年度、教職員の一層の理解促進を図るため、性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレットを作成し、さいたま市を除く県内公立学校の全教職員及</p>	<p>ていきたい。</p> <p>△－B 性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット作成し、県内公立学校の全教職員への配布、また、児童生徒向けリーフレット作成に</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) いまだに男女別の名簿だけで運用されている学校教育現場の改善をおこなうこと。</p> <p>(3) 性別によって指定されている制服など、性別を問わずに選択</p>	<p>び教育局職員を対象に配布しました。また、校内研修等でも視聴可能な資料として、リーフレットの説明用動画を配信しました。</p> <p>今年度は、児童生徒の性の多様性について理解促進を図るため、発達段階に応じた児童生徒向けリーフレットを、小学5・6年生版と中学・高校生版の2種類作成しました。</p> <p>さらに、性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議を行い、有識者や学校関係者のみならず、当事者や保護者代表の方からも意見を頂きました。引き続き、学校の相談体制を支援していきます。</p> <p>【教育局 人権教育課】</p> <p>男女混合名簿については、男女平等の意識を高める上で効果があったと考えています。これをきっかけとして、学校においては様々な教育活動を男女共同参画の視点から見直す取組が進められました。</p> <p>男女共同参画社会を実現するため、一人一人が個性と能力に応じて社会に参画する意識を理解、意識することが不可欠であります。</p> <p>今後も、教育活動全体を男女平等の観点から見直し、児童生徒の発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善を行って、一人一人を大切にした教育の一層の充実を図ります。</p> <p>【教育局 人権教育課】</p>	<p>については前進。</p> <p>相談支援体制の充実に向け、有識者や学校関係者、当事者や保護者代表からも意見徴収しながら進めている点も前進と考える。引き続き、研修や相談体制の整備を継続し、学校教育現場でのジェンダー平等推進を求めている。</p> <p>△－B</p> <p>男女混合名簿が男女平等の意識を高める上で効果があるとの認識があることが確認できた。しかし、いまだに男女別名簿を使用している学校があるので引き続き要請を検討したい。</p> <p>△－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>できるようにすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>本取り組みについては、2015年4月および2016年4月に文部科学省から出された通知や教職員向けのリーフレットにより、各学校に周知された経過がある。したがって、男女混合名簿などが広く採用されてきているが、いまだに男女別の名簿が運用されているところもある。また、性別によって指定されている制服などを、性別を問わずに選択できるようにし、このことによっていじめや差別が起きないように生徒を指導している例もある。いずれも、ジェンダー平等の視点に立った社会制度や慣行の見直しが求められている。</p> <p>3. 児童虐待防止対策および保護が必要な児童に対する支援について</p> <p>児童虐待防止対策および保護が必要な児童の対応として、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 虐待を発見したときは通告する義務があること、また、オレンジボン運動を広く県民に周知・啓発すること。</p>	<p>性別を問わずに選択できる制服を採用する学校について、近年増加してきていると認識しています。県としても、生徒一人一人の人権を尊重した学校づくりを進めるためにも、制服の選択制について各学校に検討を促してまいります。</p> <p>【福祉部 こども安全課】</p> <p>令和2年度、さいたま市児童相談所を含む県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、16,902件で、令和元年度（17,473件）に比べて、3.3%減少したものの、依然として高い水準となっています。</p> <p>通告経路別では、警察からの通告件数が10,388件で、通告全体の61.5%と最も多く、次いで児童本人や家族・親戚、近隣知人からの通告が3,676件と全体の21.7%を占めており、前年度と比べると8.9%増加しました。</p> <p>これらは、児童虐待に対する社会的な関心の高まりや県民からの通告を促す啓発の取組の結果であ</p>	<p>性別を問わずに選択できる制服を採用する学校が徐々に増えつつあるが、今後取り組みを進め、県内すべての学校で選択制となるよう引き続き要請を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>昨年とほぼ同様の回答ではあるが、従来おこなってきた児童虐待防止に向けた周知・啓発活動により、県民の意識の高まりから通告件数が多いと考える。今後も虐待件数の減少に向け引き続き広報・啓発活動を続ける必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、ならびに弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>これまでの児童虐待防止に向けた様々な周知活動により、早期発見や市民からの通報件数の増加につながっていると思われるが、さらにオレンジリボン運動を県内に広く推進・周知することは、児童虐待防止に有効と考える。</p> <p>2020年4月1日から施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待防止対策の強化として、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化など、改正法の趣旨に沿って県・市町村をはじめ、関係者・団体な</p>	<p>ると考えています。</p> <p>県民の皆様からの通告が児童虐待の早期発見、早期対応を可能にします。</p> <p>今後とも、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、体罰の禁止や、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)・埼玉県虐待通報ダイヤル(#7171)への通告、SNSによる相談について、ポスター掲示やリーフレット配布、マスメディア等を通じた呼びかけなど、さまざまな広報活動等に取り組んでまいります。</p> <p>また、今年度は新たな試みとして、埼玉県、埼玉県警察、さいたま市の3者協同で、児童虐待防止に係るチラシ、ポスターを作成、配布し、学校などを通じた保護者や児童への児童虐待防止のための啓発活動を、オレンジリボン運動の一環として行っています。</p> <p>【福祉部 こども安全課】</p> <p>児童虐待通告および保護が必要な児童に迅速かつ的確に対応するため、主に児童相談所などに配属される福祉職や心理職の採用人数を拡大するとともに、平成29年度から社会福祉士など民間での業務経験者の採用も開始しました。</p> <p>令和3年度の児童福祉司は前年度から43人増の292人となっており、児童心理司は同様に14人増の76人となっています。</p> <p>その結果、児童虐待防止法が制定された平成12年度に比べると児童福祉司は3.9倍(75人→292人)、児童心理司は3.8倍(20人→76人)となって</p>	<p>△-B</p> <p>毎年、児童福祉司・心理司を増員し、児童相談所の体制強化・整備が進められていることは前進と考える。しかし、虐待通報件数が高止まりしていることから引き続き児童相談所の体制強化の継続を要請検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性				
<p>どに周知徹底し、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>【参考情報】 オレンジリボン憲章 「私たちは、子供の成長と発達を支援することが社会の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。 ①私たちは、子どものいのちと心を守ります。 ②私たちは、家族の子育てを支援します。 ③私たちは、里親と施設の子育てを支援します。 ④私たちは、地域の連帯を拡げます。 私たちは、子供虐待のない社会を目指します。」</p> <p>4. 子育て応援推進に向けた対応について 子育て応援推進について、以下の施策をおこなうこと。 (1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園などの整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。</p>	<p>います。</p> <p>あわせて、法的対応力を強化するため、全7か所の児童相談所において弁護士を配置しております。</p> <p>このほか、中央児童相談所に児童精神科医を常勤で1名、医師を嘱託医として複数名配置しております。また、保健師も各児童相談所に1名以上を配置しています。</p> <p>今後とも、児童虐待防止に適切に対応できる専門職員の増員や配置を進め、児童相談所の機能強化に取り組んでまいります。</p> <p>【総務部 学事課】 県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対して、預かり保育を担当する教職員の人数や実施する時間数等に応じて補助を実施しています。</p> <p>令和4年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。</p> <p>※参考 預かり保育推進事業補助予算額（千円）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1251 1787 1337"> <thead> <tr> <th>令和3年度予算額</th> <th>令和4年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>530,750</td> <td>514,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉部 少子政策課】 県では、各市町村がニーズ調査に基づいて作成す</p>	令和3年度予算額	令和4年度予算額	530,750	514,910	<p>△－B 待機児童数は令和元年から減少しているが、いまだに待機児童は解消されていない。また、隠れ待機児童の人数はまだ多い。今年度も保育サービスの受け入れ枠3,000人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解するものの、引き続き待機児童数の動向を確認し要請を検討していきたい。</p>
令和3年度予算額	令和4年度予算額					
530,750	514,910					

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 市民のニーズを把握したうえで、病後児保育、土日の保育の対応をはかること。 <要請の根拠> 2021年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比695名減の388人で3年連続減少はしているものの、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、ここ数年の</p>	<p>る市町村計画のとおり保育所等の整備ができるよう、助言や好事例の横展開を図るなど支援を行っています。</p> <p>また、施設整備にあたっての補助については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、引き続き、国に働き掛けてまいります。</p> <p>【産業労働部 多様な働き方推進課】 企業等が従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し、施設整備費・運営費を補助し、設置を促進します。</p> <p>さらに、企業内保育所の設置を検討している企業等が開設や運営についてのアドバイスが受けられるよう、既に企業内保育所を運営している企業にアドバイザーとなっていただき相談会を行うなど、設置を促進してまいります。</p> <p>【教育局 義務教育指導課】 公立幼稚園において、教育課程に係る教育時間外に行う教育活動（いわゆる預かり保育）は、公立幼稚園を有する市町の所管であり、各市町が地域のニーズに応じて進めています。</p> <p>【福祉部 少子政策課】 子ども・子育て支援新制度以降、病児保育事業を含めた地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情やニーズに応じて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、提供体制の確保を図っております。</p>	<p>△－B 2022年度予算として、病児保育施設の整備促進、病児保育送迎システムのモデル事業実施、および病児保育</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>傾向では待機児童の数倍いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いと言わざるを得ない。引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢により、すべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。</p> <p>また、病児保育施設については年々施設数が拡大しており、2018年度には全国3,130カ所（病児対応型1,068、病後児対応型643、体調不良児対応型1,412、訪問型7）となっている。しかしながら、延べ利用児童数は、同じく2018年度で1,008,712人にすぎず、例えば保育所などの利用児童数（2018年に261万人）と比べると、2年半に1回にすぎないということになる。地域におけるニーズを確認しながら、その拡充をはかっていく必要がある。</p> <p>なお、拡充にあたっては、山梨県で導入された病児・病後児保育施設の「空き状況」をオンラインにてリアルタイムに確認できるシステムの導入など、迅速かつ簡易に施設を利用することができるようにすることが求められている。</p> <p>Ⅶ. 人権・ジェンダー平等政策</p> <p>1. 人権・ジェンダー平等に向けた取り組みについて</p> <p>男女共同参画担当部門や市民の相談窓口など関係部門の職員が性の多様性を理解し、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 当事者の困りごとに関する相談を受け止め、さまざまなハラ</p>	<p>病児保育事業については、その年の病気の流行状況等による利用児童数の変動が大きいという側面がありますが、一方で、子どもが病気になっても安心して働くことができるセーフティネットとしての性質を有するものであり、県では引き続き、市町村と連携し、整備促進に努めてまいります。</p> <p>また、利用者の利便性向上のため、病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入費については、国庫補助の対象となっており、市町村へ活用を呼び掛けてまいります。</p> <p>土日の保育についてですが、保育所等については、元々土曜日の開所費用については公定価格（運営費）に含まれていることから原則開所とするところ、利用児童のニーズや実態に応じて調整（閉所）することも可能とする制度となっています。日曜日を含めた休日については、元々保育所等は閉所をしておりますが、市町村が地域のニーズに応じて保育を実施する場合について、休日保育加算として運営費を増額しています。</p> <p>今後とも、市町村と連携を図りながら、地域のニーズに応じ、多様な保育サービスの充実を図ってまいります。</p> <p>【県民生活部 人権推進課】</p>	<p>をする保育所等に経費の助成として、2.89億円が計上されている。今後、この予算規模が市民ニーズとマッチしているのか確認しながら要請を検討したい。</p> <p>○－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>メントと同様に一元的な相談対応ができる環境を整備すること。</p> <p>(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) を含む人権擁護、あらゆるハラスメントの防止、性的指向・性自認 (SOGI) に関する差別の解消など様々なジェンダー平等課題への対応について、自治体職員をはじめ県内の企業や一般向けに啓発活動や研修会を推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>社会全体で、性的指向や性自認 (性同一性障害含む) に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、地域や職場でハラスメントを受けることや“パートナーに対する医療行為に「同意」できない” “パートナーの介護のための介護休業を取得できない” などの差別的取り扱いを受けることがないよう、当事者の困りごとを解決していくための相談体制の整備が必要である。</p> <p>また、性的指向・性自認に関する偏見や正しい理解が足りないが故のハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントを根絶するための取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>LGBTQ 当事者等からの悩み事の相談を受け付ける LGBTQ 専門相談窓口を設置します。</p> <p>また、企業からの LGBTQ に関する取組についての相談を受け付ける企業向け LGBTQ 相談窓口を設置します。</p> <p>そのほか、県の相談機関と市町村の合同で研修及び意見交換をする場を設け、連携強化を図るとともに、相談スキルの向上を図ります。</p> <p>【県民生活部 人権推進課】</p> <p>県職員が LGBTQ に関する正しい知識を持ち、県民への対応時や職場内において適切に行動するため、「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を作成、配布しています。</p> <p>また、県民の方や企業において LGBTQ に関する理解を促進するため、オンラインで研修を実施しています。</p> <p>【産業労働部 多様な働き方推進課】</p> <p>県では、県内企業や勤労者を対象に労働セミナーを実施し、職場におけるハラスメント対策について周知啓発を行っています。</p> <p>また、国、県、労働団体及び経済団体で構成する埼玉県公労使会議において、12 月を「職場のハラスメント対策強化月間」と定め、関係機関が連携して取り組んでいます。</p> <p>「啓発用ポスターによるハラスメント関連法施行内容の周知」、「職場のハラスメント対策に関する</p>	<p>2022 年度予算として、相談窓口設置、県民や企業向けの研修等約 2000 万円計上されたことは前進と考える。今後、LGBTQ 専門相談窓口が十分な機能を発揮するか見守りたい。</p> <p>△-B</p> <p>県職員向けのハンドブック作成・配布は前進と考える。</p> <p>ただし、SOGI への取り組みがスタートして数年でもあり、また、ハラスメント防止対策についても、法が施行されて 2 年目ということもあり、引き続き、このような人権・ジェンダー平等に向けた啓発活動の継続や要請の検討をしていきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性										
<p>VIII. 消費者政策</p> <p>1. 未成年者の飲酒防止に向けた取り組みについて 依然として続く未成年者の飲酒の防止に向けて、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 「都道府県アルコール健康障害対策推進計画(※1)」の中に、未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むこと。</p>	<p>動画配信」、「ハラスメントに関する相談会」を実施しました。</p> <p>また、新たに、リモートワークハラスメントやワークチンハラスメントなど、コロナ禍において知っておきたいハラスメント対策について動画を配信しました。</p> <p>今後とも、県内企業や勤労者に向けた周知啓発に努め、職場におけるハラスメント対策に取り組んでまいります。</p> <p>【参考】 職場のパワハラ防止対策について、中小企業は令和4年3月末まで努力義務</p> <p>保健医療部 疾病対策課</p> <p>県では、「埼玉県アルコール健康障害対策推進計画」において「20歳未満の飲酒ゼロ」を目標の一つに掲げて取組を行っています。</p> <p>20歳未満の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むことについては、他の都道府県計画の掲載状況等も参考にして、本県計画に盛り込むことの可否を検討してまいります。</p> <p><主な都県の掲載状況></p> <table border="1" data-bbox="1088 1289 1823 1422"> <thead> <tr> <th>東京都</th> <th>神奈川県</th> <th>千葉県</th> <th>大阪府</th> <th>愛知県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	東京都	神奈川県	千葉県	大阪府	愛知県	有	有	無	無	無	<p>△－B</p> <p>20歳未満の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込んでいる東京都、神奈川県などの内容や掲載状況などを分析・検討しながら要請に繋げていく。</p>
東京都	神奈川県	千葉県	大阪府	愛知県								
有	有	無	無	無								

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 未成年者の飲酒防止に向けて、事業主側に義務づけられている年齢確認の際のトラブルを防止するための啓発活動を推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県では、2018年3月に「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力・虐待、自殺などの問題に関連する施策との有機的な連携をはかり、必要な対策を実施することなどが明記されており、埼玉県HPへの掲載や埼玉県アルコール健康障害対策推進会議の開催などの取り組みが進められている。</p> <p>そのような中、現在、「未成年者飲酒禁止法」により、未成年者への酒類の販売・供与の禁止に加え、事業主側（店側）に年齢確認を含めた必要措置義務が課されている。しかしながら、事業主側（店側）の未成年者年齢確認にともなう顧客とのトラブルは、依然として後を立たない。未成年者が年齢を偽り、事業主側（店側）が酒類を提供した場合、事業主側（店側）にも責任を問われる可能性がある。</p> <p>また、改正民法が2018年6月13日の参院本会議で成立したことから、2022年4月1日より18歳・19歳が成人に達することとなり、対象者の中には飲酒ができる年齢を取り違える可能性も考えられる。</p> <p>したがって、アルコール健康障害対策基本法に基づき努力義務とされている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画(※1)」の中に、未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むとともに、再度、事業主側に義務づけられている年齢確認の際のトラブルを防止するための啓発活動を推進することが必要である。</p> <p>【参考情報】 「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定（予定）状況</p>	<p>保健医療部 疾病対策課</p> <p>20歳未満の飲酒防止に向けて年齢確認についての啓発活動は国税庁が行っております。</p> <p>一方、県では、20歳未満の飲酒に伴う健康障害等についての啓発を行っております。</p> <p>県としましては、引き続き20歳未満の飲酒に伴う健康障害等についての啓発を行い、20歳未満の飲酒防止を進めてまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>20歳未満の飲酒防止に向けた年齢確認についての啓発活動は、国税庁がおこなっているため、連合本部と連携した取り組みが必要と考える。</p> <p>なお、2022年4月1日から成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が施行したことから、本年度の「政策フォーラム分科会」をつうじて、法改正による課題や対策などを整理し、新たな視点で要請に繋げていく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(※1) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html</p> <p>IX. 防災政策</p> <p>1. 災害時における避難所（防災拠点校の体育館）機能の拡充について</p> <p>災害時に地域の避難所となる防災拠点校体育館の空調設備について、安全・安心な環境を確保するためのエアコン機器の設置・増設および電源の確保、ならびに停電時における電源自立型空調設備（停電対応型機種）などの導入促進を図るとともに、災害時を想定したエアコン設置訓練などの具体的な支援策に取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>防災拠点校の体育館は、災害時に避難所（救援センター）となる重要な施設であり、長期にわたり最低限の生活環境の確保を持続することが求められ、電力供給が通電時・停電時にかかわらず、それらに対応可能な空調設備などの設置や電源の確保が必要となる。また、災害時を想定したエアコン設置訓練などの具体的な支援策も必要である。</p> <p>なお、災害時の避難所となる公立小中学校体育館への空調設備の設置状況は、2020年9月時点で全国9%、埼玉県2.9%と非常に低いことから、早急な対応が求められる。</p>	<p>【教育局 財務課】</p> <p>体育館へのエアコンの設置には、初期投資が相当高額になることに加え、大きなランニングコストを要します。</p> <p>県立学校は、耐震化や老朽化対策など、優先して取り組む必要のある課題があり、限られた予算の中では、体育館への空調設置は難しいものと考えています。</p> <p>なお、防災拠点校の一部については、市町村が緊急時に移動式のエアコンを稼働できるようにするため、電源設備工事を計画的に進めております。</p> <p>この他、防災拠点校以外の県立学校についても、順次整備に努めてまいります。</p> <p>また、災害時の対応の備えとして、電源を整備した防災拠点校のうち、空調機器の搬入などに工夫が必要な学校と重層体育館のある学校について、それぞれ代表的なものを選定し、エアコン設置訓練を実施しました。</p> <p>令和3年度に実施したエアコン設置訓練の結果などを踏まえ、エアコンの設置についても検討してまいります。</p>	<p>△ーB</p> <p>エアコン設置には大きなコストがかかるとしながらも、計画的に電源設備工事を進め、エアコン設置訓練が実施されている。また、エアコン設置についての検討も進めるとしている。</p> <p>防災対策の重要性の観点から、引き続き要請をおこなう。</p>